

令和6年2月2日
福岡市教育委員会

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

1 不同意わいせつについて

(1) 職 員 南区 市立小学校 教諭 (30代)

(2) 処分の内容 懲戒免職

(3) 処分事由

当該職員は、令和5年10月14日(土)午前2時30分頃から午前5時頃まで、知人女性の自宅において複数人で飲酒し、同女性宅を出た後、午前5時30分頃、1人で同女性宅に戻り、眼鏡を失くしたと申し出て部屋に入り、同意なくわいせつな行為を行った。

(4) 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「文書訓戒」を行った。

2 個人情報の紛失について

(1) 職 員 城南区 市立中学校 教諭 (60代)

(2) 処分の内容 戒告

(3) 処分事由

当該職員は、令和5年12月18日(月)、修学旅行引率中に生徒氏名238名分及び健康等に関する情報72名分が記載された修学旅行の職員用しおりを紛失した。

(4) 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「文書訓戒」、教頭に対し「厳重注意」の措置をそれぞれ行った。

【問い合わせ先】

サービス指導課長 重村、サービス指導係長 赤木、井手
電話：711-4813 (内線：3664)